交通事故被害者の会

第５９号　2019年4月10日（年3回発行）

発 行　北海道交通事故被害者の会
代表　前田　敏章
事務局
001-0030 札幌市北区北30条西6丁目
北海道交通安全協会内
TEL 011-299-9025　FAX 011-299-9026
E-mail　hk-higaisha@nifty.com　ホームページ　http://hk-higaisha.a.la9.jp/

被害者の会は、被害者どうしの支援と交通死傷被害根絶のための取り組みを目的とした、交通事犯被害者でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。会報が送られ、例会等に参加できます。

手 記

息子をひき逃げした加害者を赦さない

札幌市　宮崎 真希子

宮崎 叡志（えいし）さん
当時22歳

「じゃあね」って札幌駅で別れたのが、2017年3月21日。その2ヶ月後、もう二度と叡志（えいし）に会うことはできなくなりました。

2017年5月24日、仕事が終わり、帰宅して夕食を終え、疲れていたので、うたた寝をしていたら、主人が誰かと話をしていました。「叡志が死んだ・・・」

叡志のいる室蘭に向かいましたが、それからの事はあまり覚えていません。叡志は、以前体調を悪くしたときに私と一緒に行った病院に運ばれていました。

札幌に戻り、加害者（67歳、女性）が捕まったと聞きました。加害者は夫を迎えに行く途中、叡志を轢き、激しい音と強い衝撃があったにもかかわらず、停車も確認もせず走り去りました。その後、帰宅した加害者は、夫から車の傷を指摘されて「石にぶつかった」と説明。夫が「そんな所に石が在ったら危ない」と言って（何故か）夫の車に乗り換えて現場に戻り、そこで逮捕されました。

しかし、何故か、ひき逃げ罪での起訴はされませんでした。一審の札幌地裁室蘭支部の裁判の中で「何故、停まって確認して、救急車を呼ばなかったのか」との質問に対し、「私はそういう事を気にするような人間じゃない」との答えでした。裁判で、こんな事がまかり通るのでしょうか。

約1年に及んだ刑事裁判の中で、加害者の言葉や態度に深く傷つけられ、押さえがたい怒りを感じました。加害者側は、東京大学理学博士と称する人物（加害者の知り合い）の書いた、検察官の主張を否定する意見書を提出しました。しかし、検察庁が東大に確認したところ、経歴詐称であることが判明し、この人物の証人申請は却下されました。すると加害者側は、今度は、叡志が通っていた大学の准教授（この人も加害者の知り合い）を証人として申請し、同じ意見を証言をさせたのです。

判決では、この准教授の専門分野が自動車事故解析とは全く異なるうえ、意見の内容が客観的な事実と矛盾しており、さらに経歴詐称の人物の意見書の内容と同じであることから「信用性は低い」と判断されました。

加害者の信じられない言動には、一審の最終陳述において、「検察官に恫喝された」「誘導捜査が行われた」という、明らかに嘘の暴言も含まれます。

そして、一審での、求刑通り、禁錮1年6月執行猶予の3年の判決を、裁判官が読み上げている時の、不服そうな顔、絶対に忘れません。

加害者は、これからのために頑張って生きていた叡志の命を奪っておきながら、判決後も何らの反省もなく、刑務所にも入らず、普通の生活をしていることが許せません。

生きていて、こんな辛いことがあるなんて思いもしないほどの苦しさと悲しみです。加害者に対する憎しみは、一生消えることはないでしょう。同じ思いをする人がいなくなることを願います。ただ、今の法律ではこのような事件がなくなることはないのでは、と思ってしまいます。

〈事件概要〉2017年5月24日夜、室蘭市の道道で、宮崎叡志さん（22歳）は、前方不注視の乗用車にはねられ即死させられました。（P2記事参照）しかし、加害者のひき逃げは立件されず、2018年8月31日、札幌地裁室蘭支部は、禁錮1年6月執行猶予3年の判決。被告が控訴したため、判決確定は、2019年1月22日の札幌高裁判決の後になりました。

〈主な内容〉② 叡志さん被害事件について ③ 遷延性意識障害の息子のこと（能勢雅美）④～⑦「命の大切さを学ぶ教室」 ⑧ 被害者保護特化条例（内藤裕次）⑨パネル展の報告（小野茂）⑩ 発足20年と要望書

〈 1面の補筆 〉

加害者からの手紙　宮崎 真希子

高裁判決の数日後、加害者の夫から「お伺いすること許して欲しい」旨のメールがありました。私は、無罪を主張し続けていた人が、何故？と思いました。

会って聞きたいことはたくさんありましたが、会ったら、取り返しのつかないことが起きてしまうと思い、弁護士さんと相談し、「判決が出て本当に反省しているのか。叡志を轢いたとき、衝撃があったのに何故停まらなかったのか」の2点について、書面で問うことにしました。

そして届いた手紙ですが、反省どころか、無罪を主張した自分が正しいと繰り返していました。判決には、「（被害者がどのような状態であっても）前方を注視して運転をしていれば事故は起こらなかった」との主旨が書かれているにもかかわらずです。

“背筋が凍る”加害者の言動
宮崎叡志さん被害事件を傍聴支援して

前田 敏章

入会された宮崎さんから事件と裁判の問題点をお聞きしたのが2018年5月。そして7月9日、論告求刑、最終弁論、被告人陳述が行われた札幌地裁室蘭支部刑事法廷を傍聴しました。

検察は、被告が前方不注視という重大過失を犯し、道路上の宮崎叡志さんをはねたとし、自動車運転過失致死罪・禁錮1年6月を求刑しました。

これに対し被告弁護人は最終弁論でも延々と無罪を主張。そして加害者は、不遜にも法廷で顔を伏せることもなく、最終陳述でも過失を一切認めず、挙句に取り調べ検事さんへの誹謗中傷を行う始末。

私は、法廷での不誠実な加害者の言動をたくさん見聞きしていますが、今回の正に「人で無し」という言葉通りの、反省も誠意もない無法極まる振る舞いに背筋が凍り、叡志さんの遺影を抱いて終始泣きながら傍聴席に座る宮崎さんご夫妻の心中を案じながら、以下の思いを強くしました。

第1は、加害車両に残る衝突痕はバンパー付近で、加害者は「石のような堅い物にぶつかった」と強弁して逃げている（時間が経ってから、別の車で現場に戻っている）のですが、これをひき逃げ（道交法72条の救護措置義務違反※）で何故立件できなかったのかという疑問。

第2は、加害者はその後の調べで、叡志さんが突然左から倒れ込んで来て、気付かず轢いたと説明を変えているのですが、そうであれば、かなり前で道路左端の叡志さんの存在を視認できるはずであり、全く整合しない不合理な言い逃れであること。などです。

その後、求刑通りの判決に被告が控訴したため札幌高裁での審理となり、今年1月22日の判決まで傍聴しました。

勿論判決は、「（被告側の主張は）信用性が低く整合的でない」「夜間であっても道路上は視認可能」とした一審判決を踏まえ控訴棄却されました。しかし以下の疑問と課題が残ります。

何より結果の重大性から、そして、手段を選ばず嘘の言い逃れを繰り返すなど何らの反省も見えない加害者が、なぜ実刑にならない（執行猶予がつく）のか。現在の刑法（自動車運転処罰法）に根本的問題があるのではないか。法益に照らし、重大結果を招く脇見や漫然運転などの重罰化が必要ではないか、等々。

なお、このような誠意のかけらもない加害者によって、司法や社会への不信に陥り、深刻な二次被害に苛まれていた宮崎さんに、私たち被害者の会の存在を知らせてくれたのは検察庁室蘭支部の方でした。この場を借りまして厚くお礼申し上げます。

ひき逃げ容疑
室蘭の女逮捕

【室蘭】室蘭市内で24日夜、ひき逃げされ死亡した男性は25日、室蘭署の調べで、同市水元町、室蘭工大生宮崎叡志さん（22）と分かった。死因は脳挫傷、同署は25日、道交法違反（ひき逃げ）と自動車運転処罰法違反（過失致死）の疑いで、〇〇〇〇を逮捕した。

逮捕容疑は24日午後9時15分ごろ、同市天神町の道道で乗用車を運転中、宮崎さんをひいて死亡させ、そのまま逃げた疑い。〇〇容疑者は「（ぶつかったのは）人だとは思わなかった」と供述し、容疑を否認しているという。

同署によると、〇〇容疑者は事件当時、乗用車で現場を走って帰宅した。〇〇容疑者は別の車で現場に引き返し、捜査していた署員に「何かに当たったかもしれない」と話した。

（「北海道新聞」 2017年5月25日夕刊記事より抜粋）

※ 救護措置義務違反について（編集者注）

道交法72条では「（交通事故があったときは）運転者等は直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。」と規定されており、この違反による（死傷の場合の）罰則は、道交法117条により、10年以下の懲役、または100万円以下の罰金に処せられる。宮崎叡志さん被害事件の場合、ひき逃げが認められた場合の最高刑は懲役15年。（今回適用された自動車運転過失致死罪の最高刑は7年）

手記

重傷被害から６年 遷延性意識障害の息子のこと

能勢 雅美（北海道遷延性意識障害者･家族の会「北極星」共同代表）

息子は2012年10月4日、小学校5年生で11歳の時に、車で10メートル以上も撥ね飛ばされる交通事故に遭いました。

心肺停止で札幌医大に搬送され、チャレンジしてくれた2度の手術とも直ぐに心停止し中止。「蘇生が精一杯、傷もちゃんとふさいでいない」「もう何も出来ません」「生きられません」と言われたあの日から丸4年間を札幌医大で過ごすことになりました。

そこから1年半は全身状態が全然安定せず、敗血症を繰り返し、毎日40度以上の高熱と心拍数は200を超え、時には脳出血まで起こしたりでした。

受傷から2ヶ月ほどで胃ろうも造りましたが、栄養も薬も注入した途端に吐き続け、どんどん痩せ細り、全身の拘縮もどんどん進み、肘、膝、足首はもちろん首などどこもかしこも何をやっても曲がらなくなり、24時間全身の緊張が抜けない状態でした。

何をやっても上手く行かず、急性期のリハビリが後の回復に影響すると言われているのに、私は、42度の熱と200を超える心拍数に白目を向いて全身を震わせている息子をただただ見ているだけ。

医者には「仮に生きられたとして目で物を追えるようになるかどうか程度…」と言われましたが、１年半を過ぎた頃から、なんとなく良くなったと感じられる事もありました。例えば…。

最初は24時間ずうっと尿が出続けて止まらなかった尿崩症は完治したし、吐き続けていて使えなかった胃ろうも、途中チューブを腸に延ばして腸に直接栄養を入れていた時期はあったものの、チューブを胃に戻し胃ろうが使えるようになったり。

こうして全身状態がなんとなく落ち着いて来て、やっと何かをしなければ…と思い、やっと曲がるようになった手や足が元に戻ってしまっては悲し過ぎるので、見よう見まねでストレッチを始めました。毎日毎日、口の周りと中のマッサージ、胸から上の上半身マッサージ。こんなことでも毎日やる事によって、以前は歯に何かが触れただけで強く噛みしめてしまって口を開ける事は無理でしたが、少しずつ口の力が抜けて、歯の間からスプーンを入れることが出来るようになり、1年くらいでちいさめのカップのヨーグルトを完食出来るようになりました。

また、この頃から笑ったような表情が見られるようになり、笑い方も愛想笑い、苦笑い、呆れたような笑い方…など、バリエーションも増えました。

それから病棟で訪問学級の授業が受けられるようになり、新しい刺激が増え、さらに表情豊かになりました。同時に少しずつ外出や外泊もするようになり、外の空気に触れたり太陽の光を浴びることも刺激になり、体力や抵抗力も付いたように思います。

そして、昨年の10月には養護学校の見学旅行に行きました。息子が飛行機に乗って東京、ディズニーランドに行けたのです。

この事は、もちろん簡単なことではなくて、周りの方々の大変な努力と協力により実現しました。特に養護学校の先生の強い思いと諦めない気持ちです。

数ヶ月前から、細かいところまで行き届いた段取りをして下さいました。特に飛行機の座席に乗るということが本当に大変なのですが、スムーズに、息子に少しでも負担が少なく…と考えてくださり、シュミレーションを重ね、当日の移乗は本当にスムーズで驚きました。感謝の気持ちしかありません。

旅行に行く前に大変な問題にもぶつかり私は諦めかけた事もあったのですが、先生の諦めない気持ちに押されて何とか行く事が出来、本当に良かったと思っています。

何より、大変だったはずの先生が「本当に楽しかった。まだ帰りたくない」なんて言ってくださって、とても嬉しくて、息子も楽しかったと思います。

こんな経験が出来たのも養護学校に所属出来たからこそなのですが、当時は養護学校の事など何も分からず、息子は義務教育中であるにもかかわらず、養護学校と繋がる事が自分の力だけではどうにもならず、１年半もの時間がかかりました。

事故から入院生活が丸６年にもなってしまい、昨年より在宅に切り替える準備をしています。だいぶ整ってきましたが、今回も予想どおり大変でした。

ある日突然、最愛の子どもがとてつもない重たい障害を持ってしまい、今でも何が起きたんだろうと、現実とは思えない気持ちになる事もある中、お願いします…だけでは動いてはもらえない現実を知り、気持ちにも時間にも余裕など無い中、自分を奮い立たせ、相当頑張らなければ、まあまあまともと思える在宅生活は叶わないのが現状です。

息子のように障害が重ければ重い程、安全な生活と命の保証すらされない事に憤りを感じながら、在宅の準備をしています。

これからも少しずつでも息子の機能回復を願い目指しながら、充実した在宅生活が出来るように頑張りたいと思います。

命の大切さを学ぶ教室　生徒の感想文

昨年度（平成30年4月～31年3月）、会員5人で担当した「命の大切さを学ぶ教室」は、中学校23校、高校24校で、受講者数は13,647人でした。

そして今回も、この「教室」を聴講した生徒の感想文4編が、警察庁主催「第8回全国作文コンクール」で表彰されました。

もちろん、生徒の皆さん一人一人が、命について、大切な家族や仲間について、そして生き方について、自分の言葉で綴ってくれた感想文に優劣はありません。

私たちの魂からの訴えを真摯に受け止めて書かれた一言一句に、私たちは、励まされ生きる力を得ています。そのことを付言し、４作品を紹介します。

なお、作品中、阿部朋香さんは白倉さん、他の3作品は前田の講話を聞いた生徒さんです。（前田）

「生」の儚さとその可能性

私立双葉高等学校
２年　大橋 弥生

小学校6年生の卒業を控えていた時期に、私の身近な人が二人、交通事故に遭った。一人は友だちで、一人は隣のクラスの担任の先生だった。この二人の事故は、私にとって命のあり方を改めて考えるきっかけになった。

幸いなことに、二人とも命に関わるような重大な事故ではなく、特に友だちは何週間か経った頃にまた以前の様に明るく学校に登校していた。しかし先生には事故後手足に麻痺が残ってしまった。隣のクラスの先生と雖も、私の通っていた小学校は特に算数がクラスごとではなくレベルごとの授業だったので、その先生と関わる機会は多かった。熱心で明るくて生徒思いの先生は生徒の中でも人気が高かったこともあり私の友だちの時と同様、大きなショックが残った。運動が好きで得意としていただけに車椅子で生活する姿を見て何度も心が痛んだ。

二人の事故があった事実から一番は「生きていてよかった」と感じた。「死んでしまったらよくない」という単純な話ではないが、やはり生きていてくれたことに対する安堵が大きかった。

では、なぜこのような感情を持ったのだろうか。命は連続性や有限性、何にも代えがたい独立性を併せ持つ存在であるがゆえに尊ばれるものであり、それを全うする「生きる」という行為もまた同様に大切にされるべきものである。交通事故はこの、本来尊ばれるべき「生きる」という行為を、その権利を一瞬にして奪い去ると同時に奪うだけでなくその人と繋がっていた家族や友人、その他大勢とのかかわりの糸を無惨に切ってしまう。私が二人に対して「生きていてよかった」と感じたのは一度途切れそうになった糸を二人が「生きる」という行動を運良く体現できて、つなぎ止めておいてくれたからだと思う。

実際に車椅子になった先生の姿から心を痛ませる何かを感じとれたが、麻痺の残る手で大変そうにしながらも懸命に生徒のプリントにコメントを書いたり、事故前と変わらない笑顔を見せてくれたりしたことに多くの人の心が動いた。卒業アルバムの文集に「先生のおかげで」という言葉がたくさん書かれていて、その影響力の強さに驚かされた。

「生きて」いれば先生のように周りの人と関わりながら影響を与えたり受けたりできる。他者が存在することでしか成立し得ない確実なコミュニケーションをまわりの人ととることができる。その中で幸せを感じたり、時には悲しみを感じたりして「生きて」いることを自覚する。

この機会を、事故・事件は全て、本人にもまわりの人にも覚悟させずに奪う。

私が今回受けた講演ではその悲しみを『果無し（はかなし）』と表現していた。私は、加えて『果無し（はてなし）』という意味でも受け取れた。事故から何年経とうと関わりの糸を絶たれ、その傷が癒えることはない。その気持ちを講師の方から痛いほど感じた。

糸をつないでおくために、私たちにできることは何なのだろうか。私は二人の事故から逆に「生」の大切さ、可能性を教わった。同時にその儚さも怖いほど感じた。幸せを奪う、または奪われる人にならないためにはこのような「生」の可能性を十分理解しておく必要があるだろう。その上で自ら他者の「生きる」という行為を尊重する必要がある。心に余裕が持てる環境づくりもまた重要である。被害者に心を傾けられる環境、加害者を生まない余裕のある環境の実現が糸をつなげておくことのできる社会の実現につながるのではないだろうか。

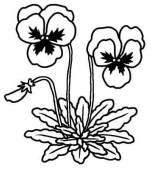

（警察庁長官官房審議官賞）

命の大切さを学ぶ教室　生徒の感想文

想像力が守る命

北海道伊達高等学校
２年　阿部 朋果

私は、今回の講話を通して大切だと考えたことがある。

一つ目は、命と言葉についてだ。この二つは一見全く関係のないようにも思えるが、実は関係があるものだと私は感じた。理由は二つある。一つ目は、今回の講話で講師の方が「ただいま」と言うことを大切にしてほしいと話してくれたからだ。「ただいま」という言葉には「家に着きました」という意味ではなく、無事に帰ってくることができたという意味も含まれる。大切な家族の「ただいま」が聞けることはあたりまえではない。あいさつにはとても深い意味があるとわかったので、自分も大切にしていきたいと思った。理由の二つ目は、一言の重さだ。今の若者は「死ね」、「死ぬ」などという言葉を簡単に発してしまう。深い意味は無いのだろうが、実際に大切な人の死を体験した人が聞いてしまったらどんな気持ちになるだろうか。周囲のことを考えずに暴言を吐くことは、いじめにもつながってしまう。現代の日本では、いじめによる自殺が問題だ。15歳から39歳の死因の１位は自殺であるが、十代は学校でのいじめによる自殺がほとんどだと思う。このように、暴言がいじめにつながり、さらにいじめが自殺に発展してしまう。そのため命と言葉を深い関係があるのだと考えた。

大切だと考えたことの二つ目は、テレビのニュースだ。私も今回の講話を聞くまでは、事故や事件のニュースがなぜテレビで放送されているのか考えたことすらなかった。事故や事件がテレビで放送される本当の理由というのはわからないが、私はテレビを見た人が同じような事故や事件の加害者、または被害者にならないようにと思うことができる機会を日常生活の中で作るためだと考えた。しかし、このように考えてニュースを見る人はまだ少ない。だから、日本各地の学校、また子どもだけでなく大人にもこの講話会は必要だと考えるので会社などでも聞いた方がよいと思った。なぜなら、大人が加害者になることが多いからだ。飲酒運転や居眠り運転、スピード違反などが交通事故のおもな原因だが、それらはほとんどが大人によるものだ、自分の行動が与える周囲への影響を考える力というのは、全ての年代の人々が身につけるべきものだと思う。

最後に、これらの大切だと考えたことの二つには共通点がある。それは「想像力」だ。自分の軽はずみな発言がいじめ、あるいは自殺につながってしまうことなどという、自分の行動や発言が相手に与える影響、ニュースで事故や事件がなぜ放送されているのかを考える力というのは、「想像力」である。たくさんの人間が存在している以上、人それぞれの考え方があり、想像の仕方も違う。全ての人がこのような想像力を身につけることは難しいが、できるだけ多くの人が想像力を働かせることにより、本来無くなるべきでない大切な命を守ることにつながるのではないか。この講話を通して、少しでも事件や事故が無くなることを信じたい。

（犯罪被害者支援室長賞）

命の重さ 生徒に訴え

南幌高で輪禍遺族が講演

【南幌】交通事故被害者遺族の話を聴く「命の大切さを学ぶ教室」が22日、南幌高（黒田治校長）で開かれた。2003年9月に14歳の長女を交通事故で亡くした町内の白倉裕美子さんが、当時の思いや事故撲滅の願いを語り、1～3年の34人が耳を傾けた。

南幌中3年だった長女の美紗さんは、学校祭準備のため普段より15分早く登校し、自宅近くで速度違反のトラックにはねられた。トラックが乗用車を追い越し走行車線に戻った際にふらつき、反対車線に侵入しての事故だったといい「無理な追い越しをしなければ、と今も悔しい」と話した。

事故後、食べ、飲み、話すなど生活のすべてが「美紗はできなくなったのに」と罪悪感が伴ったことや、当時9歳だった妹と1歳だった弟が成長するに伴って抱いた葛藤など、家族の思いを語った。そして「人への優しさ、思いやり、想像力を持てば事故は減っていくのでは」と願った。自動車運転免許取得のため自動車学校に通う京極虹太（こうた）さん（3年）は「運転に慣れてもルールを守って運転したい」と話した。（岡田典子）

南幌高生に交通事故の悲惨さや遺族の思いを語る白倉さん

北海道新聞　2019年1月24日

命の大切さを学ぶ教室　生徒の感想文

前を向けた理由

旭川市立神居中学校
３年　田中 桃音

私は講師の方のお話を聞いて改めて感じました。大切な人を失う悲しさを。亡くなってしまった方にだって楽しみにしていた事や、将来やりたい事などたくさんの「未来」があったと思います。だがその全てを失った。ただ一人の不注意が一人の人の命を奪う結果になりました。講師の方のお話を聞くと今は現実を受入れ始めているように聞こえました。ですが、娘さんが亡くなってしまった時は、きっとすごく、すごくつらかったと思います。娘さんが修学旅行を楽しみにしている事などを知っていたからこそ「なんでこの子が」となんども思ったと思います。でも、娘さんはもう戻ってこない。そんな残酷な現実と戦いながら生きてきたご家族の皆さんは、本当にすごいと思いました。きっとここまでこれたのは同じ思いを抱えた家族と支え合ってきたからだと思います。どんな時でも自分の苦しみを分かちあえる家族がいたからこそ強く生きられたんだと思いました。

私は小学1年の時、病気で入院しました。１年生でまだ子どもだったので、とても不安でした。それに治療もすごく辛かったです。何度も逃げ出したいと思いました。でも母がずっとそばで私を支えてくれたから辛い治療を乗り越える事が出来ました。励ましてくれたり、私が治療しているときの薬を試してくれたり、私の辛さを母は分かってくれました。母だけではありません。父は一緒にゲームをしてくれたり、姉と弟はお見舞いに何度も来てくれました。姉とは交換ノートをしたりもしました。どんな時でも「家族」が私を支えてくれました。きっといつでも自分を支えてくれて、痛みを分かちあえるのは「家族」だけだと思います。きれい事だと思います。ですが私はそんなきれい事を言える良い家庭に生まれて良かったです。この講演をきいて心からそう思いました。大切な人を失った苦しみはその人達にしか分からない。でも、支えてくれる大切な人がいるからこそどんなに辛くても強く前を向いて生きて行けるんだと思いました。亡くなってしまった娘さんは、家族にここまで大切にされて本当に幸せだと思います。世の中は何が起こるか分からない。予測不能な毎日です。そんな毎日を生きる私達だからこそもっと一人一人が「命」の重さを理解し、自分の言動に責任を持ち、これをしてしまえばどのような事が起こってしまうのか予測をすることで一つでも多くの「命」が守られるんだと思いました。明日いなくなってしまうかもしれない「家族」「友人」大切な人達との時間を大事にしていきます。　（犯罪被害者支援室長賞）

奪わない、奪わせない生活を

旭川市立神居中学校
３年　野上 寛太

「命はたった一つしかないもの」

小さいころから親にも学校の先生にもそう教えられてきました。自分でも当たり前のように「命がどれだけ大切か」ということは知識としてわかっているつもりです。でも「命の大切さを実感したことがあるか」と問われると、正直あまりないのかもしれません。

数年前、僕の母が交通事故の第一発見者となる出来事がありました。その日は雨で路面が濡れて光っており、車の運転手にとっては視界の悪い夜だったと母は話していました。

夜遅くの会合があった母は、帰宅しようと自宅に向かっていました。その時、車道の真ん中をふらふらと歩くおばあさんの姿を見付けました。「危ないなぁ」と感じた時、車のヘッドライトが近づいてきました。急なブレーキ音と「ドンッ」という音、母は「まさか」と思ったそうです。すぐに様子を見に行くと、停車している車の前には、先ほどふらふらしていたおばあさんが倒れていたそうです。すぐに救急車や警察を呼び、第一発見者となった母も事情聴取されました。その日、家に帰ってきた母が随分疲れた表情だったことを今も覚えています。

残念ながらそのおばあさんは亡くなってしまいました。僕は「交通事故は怖いな」程度に感じていたのですが、この事故が母にとってはものすごく大きなトラウマになってしまったようです。

この出来事があって以来、母は夜の運転を控えるようになりました。特に雨の降っている日は車に乗りたがらなくなったのです。「今も怖い」と母は時々つぶやきます。事故があったことはもちろんですが、人の死を目の当たりにしたことが母の精神的な部分に大きな傷を残してしまったようです。「自分が事故を起こしたわけでもないのに、そこまで？」と少し不思議な気もしましたが、一人の命が失われる瞬間を目にする」とは、そういうことなのかもし

命の大切さを学ぶ教室　生徒の感想文

れません。

「当たり前」に存在している命もちょっとした出来事であっけなく失われてしまうという事実を、そして車が不可欠となっているこの社会の中でそれが恐ろしい事故を引き起こす可能性を大きく持っているということについても僕たちはもっと真剣に考えなくてはならないと、この出来事をきっかけに思うようになりました。

つい最近、僕の姉も運転免許を取得し、車を運転するようになりました。姉は、「今まで自転車を利用していたのに、車を運転するようになったら自転車が怖くて仕方がない。」と言います。僕たち中学生や高校生の自転車事故の増加について先日ニュースになっていました。大人だけの問題ではなく、僕たち自身がもっと命に深く関心をもち、誰の命も奪わない、奪わせない生活の仕方を考えていくべきだと強く感じています。

（犯罪被害者支援室長賞）

北海道新聞　2018年5月22日

長男が交通死「命大切にして」

遺族が高校で講話

【千歳】交通事故で家族を失った遺族が命の大切さを伝える講話が、千歳北陽高で全校生徒約640人が出席し、開かれた。北海道交通事故被害者の会副代表の真島勝彦さん＝札幌市在住＝が18日に話した。真島さんの長男は2010年7月、自転車で交差点を横断した際、信号無視で走ってきたトラックにはねられ、死亡した。警察官になるのが夢だった長男は当時23歳。事故当日は警察官の採用試験に向かう途中だったという。

真島さんは「生きていれば、どんな人生を送っていたんだろうと今でも思う。事故は何年たっても決して納得できるものではない」と語った。「一人一人の命には家族らの希望も重なっている」とし、「自分の命だからといって軽んじないで生きてほしい」と訴えた。

（高木緑）

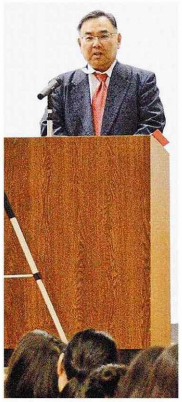

命の大切さを高校生に訴える真島勝彦さん

悲惨なひき逃げ遺族が思い訴え

鷲別中で講演会

【登別】2003年に当時高校1年だった次男拓那（たくなな）さんを飲酒ひき逃げで亡くした江別市の高石洋子さん(56)の講演会が10日、鷲別中で開かれ、全校生徒約300人が交通事故の悲惨さと命の大切さを学んだ。

事件・事故の被害者遺族を招く「命の大切さを学ぶ教室」の一環。高石さんは「悲劇をなくすために」と題して講演した＝写真＝。

拓那さんは新聞配達のアルバイトに向かう途中、事故に遭った。事故を起こした運転手は逃走し、呼気検査を逃れた。

高石さんは「突然のことで何もできなかった。火葬場にも行けなかった」と涙ながらに振り返った。飲酒運転、ひき逃げを厳罰化する法改正を求める署名活動に拓那さんの同級生らが協力したことも紹介した。

講演を聴いた3年の中田萌々音（もも）さん(15)は「亡くなった方の命がいかに大切だったか感じることができた。私も家族や友達を大事にしたい」と話した。

（田中雅久）

北海道新聞　2018年10月11日

輪禍の悲しみ消えぬ

被害者の会　前田さんが講演

網走桂陽高

【網走】「命の大切さを学ぶ教室」が網走桂陽高で開かれ、北海道交通事故被害者の会の前田敏章代表(69)＝札幌市＝が1、2年生約280人に交通事故の悲惨さを訴えた。

網走署と同校が1日に開催。前田さんの長女千尋さんは高校2年生だった1995年10月、千歳市で下校途中に後ろから来たワゴン車にはねられ亡くなった。運転手の前方不注意が原因だった。

前田さんは「23年たった今も娘を失った悲しみと加害者に対する憎しみは消えることがなく、抜け殻のよう」と心情を語り、「交通事故の被害がゼロになるよう、車の危険性を見つめ直し安全に運転してほしい」と、将来ハンドルを握る生徒に訴えた。

2年の大関陸さん(17)は「絶対に加害者にならないようにしたい」と気を引き締めていた。

（国乗敦子）

「車を凶器にせず、交通事故を生まない社会に」と訴える前田敏章さん

北海道新聞2018年11月6日↑

寿都高生90人　命の尊さ学ぶ

【寿都】交通事故で1度に双子の娘を失った北斗市の主婦福沢きよ子さん(68)が7月20日、寿都高校で「二つの命」と題して講演し、生徒ら約90人に命の尊さを訴えた＝写真＝。

「命の大切さを学ぶ教室」として寿都署が開催。1994年7月、当時11歳だった福沢さんの双子の姉妹は小学校へ登校中、暴走して歩道に乗り上げたトラックにはねられ亡くなった。

福沢さんは「事故現場で見た娘たちの変わり果てた姿を、いまも鮮明に覚えている。事故が起きた7月になるたび思い出す」と癒えない悲しみを吐露。生徒に「あなたたちには命がある。生きている限り何にでも挑戦して」と呼びかけた。

北海道新聞　2018年8月2日　→

ミニコラム

犯罪被害者保護特化条例について

副代表・弁護士　内藤　裕次

１　犯罪被害者保護特化条例とは

犯罪被害者保護特化条例とは，犯罪被害者の保護，支援を内容とした具体的な施策が盛り込まれている条例（地方自治体が制定する自主法）をいいます。

具体的な施策の例としては，「被害現場宅等からの転居支援」「見舞金の支給」「弁護士相談料の補助」「民間支援団体に対する援助」などがあります。

２　特化条例の現状

このような特化条例は，すべての自治体に存在するわけではありません。多くの自治体では未制定です。「生活安全条例」といって，犯罪のない安全で安心なまちづくりを目的とした条例の中に，「市（町村は）犯罪被害者の権利利益を保護する施策を行う。」などという一文が設けられている条例は多く見られるようですが，特化条例はまだ少ないのが現状です。

３　北海道における現状

（１）北海道

北海道は，平成１６年の犯罪被害者保護法の成立以後，平成１９年から犯罪被害者等支援基本計画に基づく支援が実施されてきましたが，平成３０年４月１日に，北海道犯罪被害者等支援条例が施行されました（会報５６号）。

（２）札幌市

札幌市には，「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例」があり，「犯罪被害者等への支援」について１条が設けられています（第１２条市は，犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため，犯罪被害者等基本法に基づき，関係機関との連携を図りながら，情報の提供，相談，広報，啓発その他の必要な支援を行うものとする。）。

しかし，特化条例にみるような具体的施策については触れられておらず，被害者側の立場からは充実が望まれると言わざるを得ません。

（３）札幌市以外の自治体

札幌市以外の北海道の自治体で特化条例がある自治体の一部を紹介します。まず，北斗市と広尾町には見舞金を支給する規定があります。また，松前町には公営住宅の入居に関する特別な配慮について，倶知安町には再被害防止のための措置が定められています。

４　なぜ条例なのか

では，なぜ特化条例が必要なのでしょうか。この点，以前の北海道のように，支援計画や要綱に基づいた支援制度が存在する自治体もあります。しかし，条例があれば，予算が継続的に位置づけしやすくなりますし，担当者が代わっても制度は普遍的なものとして存在するため，被害者にとっても安心であるというメリットがあります。

５　市民団体及び関係団体の動き

このように，条例は被害者支援にとって不可欠な位置づけになっています。兵庫県明石市では，先駆的な条例が平成２３年に施行されていますが，全国レベルで言えば，市民団体の後押しが不可欠であると言えます。

代表的な団体は，被害者学で著名な諸澤英道先生が関与されている「被害者が創る条例研究会」ですが，同研究会は，モデル条例案を発表しています。また，当会は，同研究会に協力し，平成２９年７月にシンポジウムを開きました（会報５４号）。

また，日弁連は，平成２９年４月にモデル条例案を発表し，同年１０月，滋賀県で行われた人権擁護大会のシンポジウムにおいて，条例の必要性を特に強調していました。

６　市民会議の設立と今後の展望

このような流れのもと，私も所属する札幌弁護士会の犯罪被害者支援委員会はプロジェクトチームを立ち上げて、被害者と支援団体関係者に呼びかけ、平成３１年１月２３日に，「札幌市に犯罪被害者条例を作る市民会議」を設立しました。

今後は，各種支援策を盛り込んだ条例の素案をまとめ，夏ころを目処に札幌市に提出する予定だそうです。また，これに先立ち，４月１９日には，明石市の職員を招待して勉強会を行う予定です。

このような動きが弾みになり，札幌市においても特化条例が制定されることを望みます。

2003年に始まった「いのちのパネル展」

「いのちのパネル」実行委員長　小野　茂

いのちのパネルを始めるきっかけは、アメリカで起こった事件、ハロウインで家を訪れた日本人少年が拳銃で撃たれ、銃社会を無くそうと、銃による被害者の靴を並べた写真を見てからです。

2001年、様々な事件・事故で亡くされた方の遺族が、その人の身体をかたどったパネルを展示した「生命のメッセージ展」を「かでる２･７」で開催しました。その反響は多くありました。

「この企画は人々の関心が大きい！ これを活かそう」と、2003年北海道交通事故被害者の会の会員より「私たちと同じ思いをする人がこれ以上出ないで欲しい」の願いを込め、参加希望を募り、6名のパネルが出来ました。名称は「いのちのパネル展」（名付け親 水野親様）、製作は筒井様、カラーコピーをA2判の発泡スチロールに貼り付けました。また北海道共同募金会様より活動に理解を得、「歳末助け合い助成金」を頂き、イーゼル・横断幕等の用意もする事が出来ました。共同募金会様からの助成金は現在も続いております。

最初の6枚は今も免許試験場にあります。16年経った現在は26枚・28名が参加、多くの会員の協力のもと道内外で展示。昨年は48か所157日間になります。

パネルは多くの問題を提起されています。

現場検証のあり方・司法の不備、何よりも心の回復の大切さが書かれています。足を止めた方が「なぜこのような事件事故が絶えないのだろう？」と言われます。その疑問が交通を考えるきっかけになってくれれば良いと思っています。

「身体は食べ物から作られ、心は聞いた言葉から作られる」と言います。車に乗っている時、自分の思い通りに走らない車を邪魔者扱いしたり、汚い言葉で罵る、その言葉を聞いて育った子どもは大人の真似をします。

冬のある日、隣の駐車場で何か探している人2人、鍵を落としたとの事、私も一緒に探し、鍵は見つかりました。その後言った言葉が忘れられません。鍵を落とした人に「時間が無いかもしれませんが慌てず、事故を起こさぬように、決してスピード違反をしないよう。」と語っていました。社員教育の行き届いた会社はいま大きくなっています。

色々な所から貸出の依頼を受けます。中でも釧路警察犯罪被害者支援室では、広く細かく（数時間・バザー・お祭り・中高学校・会議等）展示協力頂いております。

また、北海道大学・札幌国際大学・日本医療大学・留萌振興局・北広島安協等、例年開催する所もあり、うれしい限りです。

しかし最近は場所の確保が思うようにいかない事が出てきています。建物の改築、移転により、場所が使え無くなったり、抽選による場所の確保は、抽選に外れると何度も通わなくてはならないなど難しくなっております。

パネル展示を通し、車が人や荷物を運び社会に役立つ乗り物であってほしいと願います。

息子の顔を見なくなって20年、何度かの手術・入院、病院と仲良くなっていく事が多くなってきました。今年古希を迎えるに当たり、活動を控えていかなければと思っております。

会員の皆様には少しお手伝いいただき、ゆっくり行きたいと思います。

いのちのパネル展 感想

■ 昨年もこのパネル展をみました。何度見ても（読んでも）切ない気持ちと、怒りが湧いてきます。

「交通安全」という言葉は、何気なく使いますが、パネルを読むと、心に刻まなくてはならない言葉だと、実感します。

（50歳代、女性 9月 留萌会場）

■　パネル展を見て、遺族の方々は様々な思いを抱いているのだなと感じました。亡くなった方を思って泣いたり悔やんだりする方もいれば、前へ進もうとする方もいました。しかし中には、表面では死を受け止めても内面ではボロボロになってしまった方もいると感じました。そのような時に誰かが支えになってあげなければなりません。話を聞くなどして遺族の方の気持ちを少しでも理解して、気持ちを前向きにしてあげなければなりません。

（学生、10月 日本医療大学真栄キャンパス）

写真は、2018年4月、北広島駅エルフィンパーク

会発足から20年“犠牲を無にしない”要望書の取り組み

代表　前田 敏章

当会は、今年9月で発足から20年となります。

道警交通部が1999年7月に発行した手記集「癒(いや)されぬ輪禍」に応募した者から、11人の発起人会が構成され、道警の導きで設立準備の任に当たりました。

私は当時、会則や活動方針を検討した8月の発起人会で、小学生の娘さんを奪われたご婦人が「傷をなめ合うだけの会であれば作る意味がない」と発言され、皆が深く頷いたことを忘れません。

1999年9月17日、道警会議室での設立総会には15人（会員数は37人）が集い、二つの活動目的～交通死傷被害の再発防止と被害者救済～を確かめ合いました。「設立に当たって」という当日の声明文にも「被害者が、このまま孤立し無力感に陥っているばかりでは尊い犠牲は報われません。私たちは、被害者どうし支え合うことで、一人ではかき消されてしまう悲痛な叫びを大きく強くして、これ以上犠牲者を出さないための活動を模索したい」と記しています。

設立後は、討議やアンケートを重ねて、活動の重点（右記）を確認。さらにその翌年には、「このような措置がとられていれば、私たちのような被害はなかった」という切実な願いを要望事項としてまとめる作業を1年ほどかけて行い、2002年の秋に23項目の要望書が出来ました。以降骨格は変えず、関係省庁と道に毎年提出し回答も頂いています。

下表に、この20年の要望事項をめぐる経過と課題の概要をメモ書き的に記しました。俯瞰(ふかん)することで、尊厳と権利の確立を求めてきた会の活動意義を再確認し、今後の活動の糧になれば幸いです。

2000年5月の第1回定期総会で確認した活動の重点

① 被害の悲惨さ、命の大切さを訴える啓蒙活動
② 捜査段階や裁判で「死人に口なし」の不公正をなくす
③ 事故の再発をさせないための原因究明と抜本対策を求めること。そのための科学的捜査確立
④ 交通犯罪の起訴率を上げ、罪に見合った正当な刑罰
⑤ 自賠責保険の後遺障害認定基準を見直し、適切な損害賠償実現

⑥ 免許付与条件の厳格化。分離信号の設置や生活道路での速度制限など歩行者保護が貫かれた道路環境作り。公共交通機関の整備

※ 表中「〇〇年」は西暦の2桁。例：「19年」は、「2019年」の意

要望事項	この20年の経過概要	課題など特記事項
【全般】被害者の尊厳と権利 ※参考：要望書の標題 02～04年「交通犯罪撲滅、交通事故被害ゼロ、被害者支援のための要望事項」 05年～現在「交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故根絶のための要望事項」	00年：犯罪被害者保護二法（意見陳述、公判記録の閲覧謄写） 04年：犯罪被害者等基本法 05年：犯罪被害者等基本計画 ※基本法に「犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ」（前文）、「（犯罪被害者等は）尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」ことが明記。 18年：北海道犯罪被害者等支援条例制定	・03年：基本法制定を求めた「あすの会」の全国署名活動（札幌・旭川）に当会も参加。 ・ 基本法制定後の05年から、要望書の標題に「尊厳と権利」を明記。 ・17年～、道の懇談会の構成員に
【1 救急救命体制】 1-1 ドクターヘリ・ドクターカーの整備・配備 1-2 遠隔地医療の充実	ドクターヘリは、05年に配備が始まり、14年までに4機。（全国では、01年より配備が始まり、現在53機） ドクターカー（高規格救急自動車）は道内377台。また17年から道に新たにメディカルジェット1機が配備。 へき地医療拠点病院：19か所、へき地診療所：95か所	・着実に整備が進められ、要望書の文言も18年から「一層の充実をはかること」と改訂。
【2 科学的捜査等】 2-1 死因究明、画像検査の活用 2-2 ドラレコの装着義務化 2-3 公訴時効廃止。対象犯罪に自動車運転処罰法の罪も加えること。	16年に「死因等推進計画」が閣議決定され、「法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的機関の全国的整備」が盛り込まれる。 10年に大きな改正あり。殺人罪は時効撤廃され、時効期間も危険運転致死罪：20年（←10年）、自動車運転過失致死罪：10年（←5年）に拡大された。	・解剖はこの上なく辛い死因究明法であるので、18年より、Ai（死亡時画像診断）の活用を重視し要望。 ・ドラレコ装着義務化は重要課題 ・09年に公訴時効廃止の意見書 ・救護義務違反（ひき逃げ）が7年で時効という切実な課題がある。
【3 被害者の尊厳と権利】 3-1 知る権利と公正捜査 ・交通事故調書の早期開示、・通知制度の徹底	00年：公判記録の閲覧謄写　08年：不起訴事件記録の開示が被害者参加対象事件について、客観証拠は閲覧可 18年回答：「被害者等連絡制度」により、捜査や検挙、処分の状況について連絡を行っている（警察庁）	・「調書開示を求める会」と共に捜査段階早期の開示を強く求めて来た ・14年：（下記最高検通達により）公判請求した場合も公訴事実の書面交付が可能に

要望事項	この20年の経過概要	課題など特記事項
3-2 被害者参加制度の充実、公判前整理手続きの改善 3-3 損害賠償制度の改善、適正な診断と治療、後遺症認定など 3-4 遷延性意識障害者、高次脳機能障害、脳脊髄液減少症の課題 3-5 胎児の人権 3-6 支援の公的機関整備	00年：意見陳述制度、07年：被害者参加制度 14年：最高検通達「犯罪被害者の権利利益の保護について」で公判前整理手続の傍聴に関し、一定の条件の下で検察官が裁判所に配慮を求める運用が実現。 07年：中村記念病院に療護センター機能が委託 18年回答例；「（画像所見が認められない症例等でも）高次脳機能障害を残す可能性について考慮する必要」について損保等関係機関に周知徹底を図っている。また、損害保険料率算出機構において、「自賠責保険における高次脳機能障害認定システムの充実について」（報告書）がまとめられている。（国交省） 07年：法テラスの道内4つの事務所開設 08年：道の総合相談窓口として道被害者相談室に委託 18年警察庁回答；警察庁を中心に犯罪被害者等の視点に立った各種政策～給付制度の運用、情報提供、相談体制の整備、捜査過程における負担軽減の措置など～を推進	・13年に「刑訴法の見直しに関する意見交換会」に被害者団体代表として意見。左記の最高検通達に反映 ・13年に、医療と補償の改善を求める要望書を提出し、適正な検査、治療、認定を要請。 ・要望への前進回答も見られる。 ・17年の民法改正による中間利息控除率の改善（実施は20年）も貴重 ・96年に警察庁は「被害者対策要綱」を策定し、97年には道警にも「犯罪被害者支援室」（当初は「対策室」）が置かれた。この意義は大。
【4 刑罰の適正化】 4-1 危険運転致死傷罪の要件見直、過失運転致死傷罪の重罰化 4-2 5条の「刑の裁量的免除」規定の廃止 4-3 飲酒運転根絶 インターロックなど	01年：刑法改正「危険運転致死傷罪」（最高懲役20年） 07年：同、「自動車運転過失致死傷罪」（同7年←5年） 07年：道交法改正、飲酒5年（←3）ひき逃げ10年（←5年）、※併合罪で飲酒10.5年、ひき逃げは15年に 13年：自動車運転処罰法（逃げ得解消の発覚免脱罪等） 15年：飲酒運転根絶道条例制定	・危険運転致死傷罪制定に向けては、会員で約4000筆の署名提出。以降も、処罰法の重罰化を強く求めてきた。 ・自動車運転処罰法の課題として、4-1と4-2の要望項目は重要 ・道条例制定に向け被害者連絡会で要請活動。
【5 免許付与と管理】 5-1 免許付与条件の厳格化 5-2 免許管理の厳格化	09年：悪質な運転者の欠格期間が最大10年に（←5年） 75歳以上の認知機能検査の義務化（14年～70歳） 14年：道交法改正により、安全な運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気に対する規定整備 18年：認知機能検査の厳格化（診断義務）	・認知機能だけでなく、全年齢の全ての健康起因事故根絶のための施策など更なる厳格化が必要。
【6 交通死傷被害ゼロ】 6-1 命の尊厳を貫き「交通安全基本計画」の目標を「死傷被害ゼロ」とすること 6-2 歩行者優先の安全な道路環境 ・ゾーン30 ・歩車分離信号 ・ロードキル対策 6-3 全てのクルマを対象に危険速度の走行をさせない安全運転支援施策を 6-4 （規制緩和ではなく）運輸業者への監査の徹底と行政指導の強化 6-5 公共交通機関網整備	【推移】・交通死者：18年：3,532人　道 141人 （99年：9,012人　道 536人） ・交通負傷者：18年：524,695人　道 11,494人 （99年：1050,399人　道 37,733人） ・ゾーン30は、11年の警察庁交通局長通達より整備開始。16年の第10次計画に「推進」が明記。 道：16年に101箇所（←13年10箇所） ・歩車分離信号は02年に始まり（当時は全国100基） 06年の第8次計画に「推進」が明記され、18年現在9,155基。道では16年177基（08年128基）（1万3千中） 18年：「（高速道路では）引き続き動物侵入対策として防止柵の設置を進める（国交省） 03年：8トン以上の大型貨物自動車に90Kの速度制限 18年：自動速度制御装置（ISA）の開発に注目し、実用化に向け、産官学連携による先進安全自動車（ASV）推進検討会において技術要件を検討（国交省） 13年より悪質な運送事業者への重点的監査実施 18年：自動車運送事業の運転車の過労運転防止のため、過労防止関連違反等の行政処分の基準改正（国交省） 18年国交省回答に「地域公共交通活性化再生法」「地域公共交通確保維持改善事業」等の説明あり	・「計画」の中期目標にゼロの明記を要望しているが「（達成可能性を踏まえて）2500人以下」とされている。ゼロへの抜本施策構築が課題 ・ゾーン30と歩車分離信号等は、第9・10次計画に対する公聴会等でも強調して要望。 ・未来の（一部の）「自動運転車」に幻想を与えるのではなく、ISAなどの早期標準装備化を重視しすべき（速度抑制装置は02年から要望 ） ・行政指導の強化は重要課題 ・高齢化社会が進行する中で、一層重視すべき課題
その他	04年：携帯電話使用の罰則規定 09年：シートベルトの着用義務化が後部座席にも	

※18年の各省庁回答は当会ホームページにアップしています

編集を終えて

◆体験講話の中で、長女を交通犯罪で奪われて今は使えなくなった言葉があることを話します。「楽しみ」「生きがい」「充実」などですが、犠牲を無にしないためにと必死に生きている中で、何か少しでもやり遂げたときの思いを表現する言葉がありませんでした。「達成感」「成就感」なども「使えない言葉」なのです。

◆「尽力感」という言葉を知りました。社会心理学（被害者学）の研究者の立場から、当会の活動にも深いご理解と格別のご支援をいただいている白岩祐子さん（東京大学）と小林麻衣子さん（明治学院大）が、昨年刊行された学会誌の論文の中で使われた新しい言葉です。◆論文は「犯罪被害者遺族による制度評価ー被害者参加制度・意見陳述制度に着目してー」（「犯罪心理学研究56巻第1号所収）ですが、被害者参加制度の意義を被害者遺族の視点から掘り下げた貴重なものです（この論文の基になった調査には当会も協力させて頂きました）。白岩さんらは、この制度の実効性を検証するキィワードとして「尽力感」を使われました。「新設の被害者参加制度を利用しえた遺族はより強い尽力感を抱く傾向にある」（114ページ）などと。

◆当会は今年9月で発足から20年を迎えます。悲嘆と絶望の中、会の活動継続を支えてきたのが、「犠牲を無にしないで！」「交通死傷ゼロの社会を！」という切なる願いを込めた要望書の活動です。当初は、どうして分かってくれないのだろう、という焦りも強くありましたが、犯罪被害者等基本法など、社会を信じ一筋の希望が持てる法律や制度が徐々に生まれ、行政の施策理念の変化も感じることで、諦めること無く活動を続けることが出来ました。◆そして、節目の20回目の定期総会を前にした世話人会では、被害者の尊厳と権利のこの間の貴重な前進を、「尽力感」という言葉を使って話合いました。10・11ページの表は、この20年の変化を俯瞰するために作成したものです。◆この表を作りながら、もう一つ感じました。交通死傷ゼロの課題もそうですが、具体的施策が徐々に進む中で、より根底的で本質的な理念や施策課題が次第に浮き彫りになってくるのだ、ということです。

◆しかし、冒頭の宮崎さんの痛切な手記のように、悲惨な被害事件が今なお続いています。私たちは、これからも「被害者の視点＝命の尊厳」からの発信を続けなくてはならないと思います。社会の意識や制度が、より根底的に社会正義実現の方向に向かうことを願って。（前）

会の目誌

2019.1.11～ 3.31

≪会合など≫

1/20 会報58号発行　2/4、3/4 世話人会

≪訴えの活動≫

◆1/15 札幌市役所　2/12 北海少年院　（真島勝）
◆1/22　南幌高校　（白倉）
◆1/28 小樽市立北陵中　（高石）
◆ 2/5 月形刑務所、2/8 月形学園、2/12・3/5 苫小牧自動車学校、3/15 地下歩行空間　（前田）

■免許停止処分者講習
1/17・3/14（前田）　2/22（真島勝）

≪いのちのパネル展≫　※予定を含む

① 3/18～24 西区民センター　② 4/6～12 JR北広島駅エルフインパーク　③ 4/20～28 豊平区民センター

2019年3月18日、西区民センター

いのちのパネル展 感想

札幌西区民センター　2019年3月

■「私の母も、（信号が）青なのにひかれました。生きていますが後遺症で苦しんでいます。（加害者は）夫婦げんかで運転を誤った！」　（30歳代　女性）

■「それぞれのメッセージを噛みしめながら読ませていただきました。むごい事ですね。ありがとうございました。」　（80歳代、女性）

■「自分も加害者になるかもしれないと思って、10年前に運転をやめました。普通に歩行していても事故に巻き込まれるかもしれません。交通安全を守りたいと思いました。」　（50歳代、男性）

お知らせ

当会の2019年定期総会・交流会は、5月11日（土）13:30～「かでる2·7」730研修室です。
会員の方多数の出席を願います。